

別添 2

高速自動車国道中央自動車道
富士吉田線等に関する協定

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と中日本高速道路株式会社（以下「会社」という。）は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号。以下「道路会社法」という。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号。以下「機構法」という。）第13条第1項の規定に基づき、この協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関し、機構法第12条第1項の機構の業務及び道路会社法第5条第1項第1号又は第2号の会社の事業（以下「業務等」という。）の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（協力）

第2条 機構及び会社は、その業務等の実施に当たっては、債務の返済等の確実かつ円滑な実施を図りつつ、高い公共性を有する高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理（以下「高速道路の管理」という。）が適正かつ効率的に行われるよう、相互に密接な連携を図りながら協力するものとする。

（協定の対象となる高速道路の路線名）

第3条 本協定の対象となる高速道路の路線名（当該高速道路について2以上の会社が高速道路の管理を行う場合にあっては、路線名及び会社が高速道路の管理を行う部分）は、以下のとおりとする。

- （1） 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線
- （2） 高速自動車国道中央自動車道西宮線（大月市から東近江市まで（八日市インターチェンジを含む。））
- （3） 高速自動車国道中央自動車道長野線（岡谷市から安曇野市まで（豊科インターチェンジを含む。））
- （4） 高速自動車国道第一東海自動車道
- （5） 高速自動車国道東海北陸自動車道
- （6） 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線

- (7) 高速自動車国道中部横断自動車道
- (8) 高速自動車国道北陸自動車道 (富山県下新川郡朝日町から米原市まで (朝日インターチェンジを含む。))
- (9) 高速自動車国道近畿自動車道伊勢線
- (10) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋関線
- (11) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線 (愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで ((仮称) 甲賀土山インターチェンジを含まない。))
- (12) 高速自動車国道近畿自動車道尾鷲勢和線
- (13) 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 (小浜市から敦賀市まで ((仮称) 小浜インターチェンジを含まない。))
- (14) 一般国道 1 号 (新湘南バイパス)
- (15) 一般国道 1 号 (西湘バイパス)
- (16) 一般国道 1 3 8 号 (東富士五湖道路)
- (17) 一般国道 2 7 1 号 (小田原厚木道路)
- (18) 一般国道 3 0 2 号 (伊勢湾岸道路)
- (19) 一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道) (茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで (あきる野インターチェンジを含まない。))
- (20) 一般国道 4 7 5 号 (東海環状自動車道) (豊田市から関市まで)

(工事の内容)

- 第 4 条 会社が行う高速道路の管理のうち、新設又は改築に係る工事の内容は、別紙 1 - 1 から別紙 1 - 6 1 までのとおりとする。
- 2 会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事 (機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。) の内容は、別紙 2 のとおりとする。
 - 3 会社は、前項に規定する修繕に係る工事のうち第 1 3 条第 1 項の助成の対象となるものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出し、機構の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 4 会社は、第 2 項に規定する修繕に係る工事のうち前項に規定するもの以外のものを行おうとするときは、あらかじめ、修繕工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、修繕によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に修繕工事報告書を機構に提出するものとする。

- 5 会社は、災害復旧に係る工事を行おうとするときは、あらかじめ、災害復旧工事計画書を機構に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、あらかじめ提出することが困難である場合においては、会社は、災害復旧によって増加した道路資産が機構に帰属する日前に災害復旧工事報告書を機構に提出するものとする。

(新設、改築又は修繕に係る債務引受限度額)

- 第5条 新設又は改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙1-1から別紙1-61までのとおりとする。
- 2 修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙3のとおりとする。

(災害復旧に係る債務引受限度額)

- 第6条 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額は、別紙4のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社が機構から機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを受けて災害復旧を行った場合には、前項の限度額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものを同項の限度額とする。

(貸付けに係る道路資産の内容)

- 第7条 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容は、第3条に規定する協定の対象となる高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

(道路資産の貸付料)

- 第8条 機構が会社に対して貸し付ける道路資産の貸付料は、別紙5の額とする。
- 2 会社は、毎年度の前項の貸付料を1ヶ月ごとに分割して機構に支払うものとし、その支払期限は、翌月の15日とする。ただし、支払期限が、銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に該当する場合は、その日前において、その日に最も近い銀行の休日でない日を支払期限とする。
 - 3 会社は、前項に規定する支払期限までに、機構の発行する支払請求書に基づき、支払うものとする。

- 4 会社は、第2項に規定する支払期限までに前項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、次項に規定するときを除き、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。
- 5 機構は、大規模な災害の発生等やむを得ない事由により会社が第2項に規定する支払期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払うことができないと認めるときは、その期限を延長することができる。この場合において、会社は支払期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じた利息を機構に支払うものとし、その利息は機構と会社が協議して定めるものとする。
- 6 会社は、前項の規定による延長期限までに第3項の規定により支払うべき金額の全部又は一部を支払わなかった場合は、その期限満了の日の翌日からこれを支払った日までの日数に応じ、当該支払うべき金額に不足する額に対し年5.0%で計算した金額を、遅延利息として機構に支払うものとする。

第9条 毎年度の料金収入の金額(以下「実績収入」という。)が、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ各号に定める額を貸付料とする。

- 一 別紙6の金額(以下「計画収入」という。)に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額(以下「加算基準額」という。)を超えた場合 前条第1項に定める金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額
 - 二 計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」という。)を下回った場合 前条第1項に定める金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額
- 2 会社は、前項第1号に該当する場合において、実績収入から加算基準額を減じた金額を、機構の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、機構に支払うものとする。
 - 3 機構は、第1項第2号に該当する場合において、減算基準額から実績収入を減じた金額を、会社の発行する支払請求書に基づき、会社が道路会社法第14条第3項に基づき財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出した後2ヶ月以内に、会社に支払うものとする。
 - 4 前条第4項から第6項までの規定は、第2項及び前項の場合に準用する。

(道路資産の貸付期間)

第10条 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間は、それぞれの道路資産が機構に帰属した日から平成62年8月15日までとする。

(料金の額及びその徴収期間)

第11条 第3条に規定する高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間は、別紙7のとおりとする。

(維持、修繕その他の管理)

第12条 会社は、道路を常時良好な状態に保つように適正かつ効率的に高速道路の維持、修繕その他の管理を行い、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 会社は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、機構に報告することとし、機構は、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(助成)

第13条 会社は、その経営努力により高速道路の新設、改築又は修繕に関する工事(修繕に関する工事にあつては、あらかじめ第4条第3項の同意を得たものに限る。以下同じ。)に要する費用を縮減した場合には、機構に対し、機構法第12条第1項第7号に掲げる業務として行われる助成金の交付を申請することができる。

2 会社は、前項の規定による申請をしようとするときは、当該新設、改築又は修繕に関する工事が完了したこと及び当該工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであることを示す書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

当該新設、改築又は修繕に係る工事の内容

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

に係る助成対象基準額

当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの額

3 前項第3号に掲げる助成対象基準額とは、新設又は改築に関する工事にあつては、別紙1-1から別紙1-6-1に記載の額とし、修繕に関する工事にあつては、第4条第3項の修繕工事計画書に記載の額とする。

4 機構は、第1項の規定による申請が次に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合には、第2項第3号の額から同項第4号の額を控除した額（会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、第1項の助成金として、会社に交付するものとする。

第2項第4号の額が同項第3号の額を下回るものであること。

申請に係る新設、改築又は修繕に関する工事に要する費用の縮減が会社の経営努力によるものであること。

申請書に記載された事項が適正であること。

（道路資産の機構への帰属）

第14条 道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号。以下「特別措置法」という。）

第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路に係る道路資産が機構に帰属する場合には、会社は、あらかじめ、当該道路資産に係る道路資産原簿、用地台帳、設計図その他関係図書（以下「道路資産原簿等」という。）を機構に提出するものとする。

2 機構は、必要があると認めるときは、会社の立会いの下に道路資産原簿等と現物の照合を行うことができる。

（債務の引受け）

第15条 機構法第15条第1項の規定に基づき、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために会社が負担した債務を機構が引き受ける場合には、会社は、あらかじめ、当該引受けに係る債務目録及び金銭消費貸借契約書、社債原簿その他証書類（以下「証書類」という。）を機構に提出し、機構の立会いの下に当該債務目録と証書類の照合を行うものとする。

（協定の変更）

第16条 機構及び会社は、おおむね5年ごとに、本協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

- 2 機構及び会社は、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特別措置法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、相互に、本協定の変更を申し出ることができる。
- 3 前2項の規定による変更の申出があった場合には、機構及び会社は、その申出に誠実に対応しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定に基づく協定の変更は、業務等の実施状況を勘案し、債務の返済等の確実かつ円滑な実施及び高速道路の管理の適切かつ円滑な実施が図られるよう行うものとする。

(協議等)

第17条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度機構と会社が協議して定めるものとする。

附 則

本協定は、平成18年4月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成18年3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長 近 藤 剛

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県高山市清見町夏厩から岐阜県大野郡白川村大字鳩谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県高山市清見町夏厩 から
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 まで

(ロ) 延 長 25.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 から 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 まで	80	25.0	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県高山市清見町夏厩 から 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 まで	2車線	4車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50				
トンネル部分	1.25×2	2.50				
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50				
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50				

土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員3.0mを確保する。

別紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道156号	岐阜県大野郡白川村大字 鳩谷	立体接続	白川郷インターチェンジ
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	岐阜県高山市清見町夏厩	立体接続	飛騨清見インターチェンジ

(4) 工事予算

183,671 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

77,296 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 76,240 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

**(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から
神奈川県厚木市下津古久 まで

(ロ) 延 長 1.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県厚木市 下津古久 まで	120	1.5	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県厚木市 下津古久 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75 × 2	3.50	-	-	-	

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

123,752 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 117,838 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

**(神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県厚木市下津古久 から
 神奈川県伊勢原市上粕屋 まで

(ロ) 延 長 6.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市 下津古久 から 神奈川県伊勢原市 上粕屋 まで	120	6.7	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県厚木市 下津古久 から 神奈川県伊勢原市 上粕屋 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県伊勢原市 東富岡	立体接続	伊勢原ジャンクション(仮称)
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市 上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

271,778 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日
工事の完成予定年月日	平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

335,412 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 320,814 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県伊勢原市上粕屋 から
神奈川県秦野市柳川 まで

(ロ) 延 長 12.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	120	12.8	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	4 車線	6 車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ(仮称)
一般国道246号	神奈川県秦野市菖蒲	立体接続	秦野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

333,787 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 12 年 1 月 12 日
工事の完成予定年月日	平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

442,444 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 421,368 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県秦野市柳川 から
静岡県御殿場市駒門 まで

(ロ) 延 長 32.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	120	32.3	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	4車線	6車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	———	———	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ———

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50メートル (土工部)

4.50メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道138号 県道仁杉紫怒田線	静岡県御殿場市紫怒田	立体接続	御殿場インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

505,600百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

651,429 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 619,785 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道 横浜名古屋線

**(静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県御殿場市駒門 から
静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで

(ロ) 延 長 13.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	120	13.2	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル 及び 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	4車線	6車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	3.125	1.25	4.375	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	静岡県御殿場市 駒門	立体接続	御殿場ジャンクション(仮称)
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

250,323百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 10 年 1 月 20 日
工事の完成予定年月日	平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

188,152 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 182,949 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市引佐町東黒田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から
静岡県浜松市引佐町東黒田 まで

(ロ) 延 長 131.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市 引佐町東黒田 まで	120	131.5	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル および 3.75メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪 から 静岡県浜松市 引佐町東黒田 まで	4車線	6車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	3.125	1.25	4.375	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ(仮称)
一般国道139号(西富士道路) 及び県道一色久沢線	静岡県富士市 厚原	立体接続	富士インターチェンジ(仮称)
一般国道52号	静岡県静岡市 清水区穴原	立体接続	清水インターチェンジ(仮称)
中部横断自動車道	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	吉原ジャンクション(仮称)
県道清水富士宮線	静岡県静岡市 清水区杉山	立体接続	伊佐布インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	静岡県静岡市 清水区草ヶ谷	立体接続	尾羽ジャンクション(仮称)
県道井川湖御幸線 及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市 葵区下	立体接続	静岡インターチェンジ(仮称)

別紙 1

一般国道1号 及び県道静岡朝比奈藤枝線	静岡県志太郡 岡部町入野	立体接続	藤枝岡部インターチェンジ(仮称)
一般国道473号	静岡県島田市 大横岡新田	立体接続	金谷インターチェンジ(仮称)
県道掛川天竜線	静岡県周智郡 森町大字睦実	立体接続	森掛川インターチェンジ(仮称)
一般国道152号	静岡県浜松市 中瀬	立体接続	浜北インターチェンジ(仮称)
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市 引佐町東黒田	立体接続	引佐ジャンクション(仮称)
一般国道257号	静岡県浜松市 引佐町東黒田	立体接続	引佐インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	静岡県浜松市 三ヶ日町福長	立体接続	三ヶ日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2,426,031 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,213,735 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,171,801 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(静岡県浜松市引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県浜松市引佐町東黒田 から
愛知県豊田市岩倉町 まで

(ロ) 延 長 55.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
静岡県浜松市引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	120	55.2	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
静岡県浜松市引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分			1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50メートル(土工部)

4.50メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市引佐町 東黒田	立体接続	引佐ジャンクション(仮称)
一般国道151号	愛知県新城市八束穂	立体接続	新城インターチェンジ(仮称)
一般国道473号	愛知県岡崎市榎山町	立体接続	額田インターチェンジ(仮称)
一般国道475号 (東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4) 工事予算

587,100 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 5 年 12 月 4 日
工事の完成予定年月日	平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

698,540 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 667,183 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

(静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県静岡市清水区吉原 から
山梨県南巨摩郡南部町福士 まで

(ロ) 延 長 21.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	80	21.0	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	2車線	4車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	1.25×2	2.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	吉原ジャンクション(仮称)
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 南部町福士	立体接続	富沢インターチェンジ(仮称)
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡 南部町福士	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

155,535 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日
工事の完成予定年月日	平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

199,545 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 190,247 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

(山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡増穂町大柵まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山梨県西八代郡市川三郷町宮原 から
山梨県南巨摩郡増穂町大柵 まで

(ロ) 延 長 9.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 増穂町大柵 まで	80	9.3	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 増穂町大櫛 まで	2車線	4車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	1.25×2	2.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中部横断自動車道	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	平面接続	本線(新直轄)
県道市川大門下部身延線	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	立体接続	六郷インターチェンジ(仮称)
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 増穂町青柳町	立体接続	増穂インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

66,371 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日
工事の完成予定年月日	平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

82,391 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 78,524 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

(山梨県南巨摩郡増穂町大櫛から山梨県南アルプス市吉田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山梨県南巨摩郡増穂町大柵 から
山梨県南アルプス市吉田 まで

(ロ) 延 長 6.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
山梨県南巨摩郡 増穂町大柵 から 山梨県南アルプス市 吉田 まで	80	6.2	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
山梨県南巨摩郡 増穂町大柵 から 山梨県南アルプス市 吉田 まで	2車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 増穂町大柵	平面接続	増穂インターチェンジ(仮称)
主要地方道 韮崎櫛形豊富線	山梨県南アルプス市 吉田	立体接続	南アルプスインターチェンジ

(4) 工事予算

30,313 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成	5年	12月	4日
工事の完成予定年月日	平成	19年	3月	31日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,296 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,175 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋関線

**(愛知県名古屋市緑区大高町から愛知県名古屋市名東区貴船まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋関線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 愛知県名古屋市緑区大高町 から
愛知県名古屋市名東区貴船 まで

(ロ) 延 長 12.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 2 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛知県名古屋市緑区大高町 から 愛知県名古屋市名東区貴船 まで	60	12.7	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛知県名古屋市緑区大高町 から 愛知県名古屋市名東区貴船 まで	4 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.25 × 2	2.50				
トンネル部分						
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25 × 2	2.50				
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25 × 2	2.50				

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

2.25メートル (土工部)

2.25メートル (橋梁部)

2.50メートル (掘割部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速2号 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市緑区 大高町字茨谷山	立体接続	名古屋南ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市緑区 大高町字北平部	立体接続	有松インターチェンジ(仮称)
一般国道302号	愛知県名古屋市緑区 黒沢台	立体接続	鳴海インターチェンジ(仮称)
一般国道302号 一般国道153号	愛知県名古屋市天白区 梅ヶ丘	立体接続	植田インターチェンジ(仮称)
市道高速1号四谷高針線 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市名東区 猪高町大字高針	立体接続	高針ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市名東区 貴船	立体接続	上社南インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

274,311 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

223,624 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 220,959 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線

(三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市伊坂町 から
三重県四日市市北山町 まで

(ロ) 延 長 4.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	100	4.4	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	4車線	6車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00				
トンネル部分						
橋梁高架部分 (中小橋)						
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50				

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50メートル (土工部)

4.50メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 名古屋関線	三重県四日市市伊坂町	立体接続	四日市ジャンクション
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	四日市北ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

51,692 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

61,350 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 58,526 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線

**(三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市北山町 から
三重県三重郡菟野町大字潤田 まで

(ロ) 延 長 8.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菟野町大字潤田 まで	120	8.2	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	4 車線	6 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50 × 2	5.00				
トンネル部分						
橋梁高架部分 (中小橋)						
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75 × 2	3.50				

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道477号	三重県三重郡菰野町 大字潤田	立体接続	菰野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

94,361 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

119,976 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 114,416 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

**(三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県三重郡菰野町大字潤田 から
三重県亀山市安坂山町 まで

(ロ) 延 長 15.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	120	15.2	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	4 車線	6 車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50 × 2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75 × 2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	-

(4) 工事予算

179,800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

224,264 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 213,707 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線

(三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県亀山市安坂山町 から
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 まで

(ロ) 延 長 13.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県亀山市安坂山町 から 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 まで	120	13.5	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル 及び 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
三重県亀山市安坂山町	から	4 車線	6 車線	
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	まで			

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分			3.00	1.75	4.75	
トンネル部分			1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)						
橋梁高架部分 (長大橋)			3.125	1.25	4.375	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル(土工部)
- メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 名古屋関線	三重県亀山市辺法寺町	立体接続	亀山東ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

178,329 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47,347 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47,027 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 尾鷲勢和線

**(三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から三重県度会郡大紀町崎まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲勢和線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 から
三重県度会郡大紀町崎 まで

(ロ) 延 長 10.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 から 三重県度会郡大紀町崎 まで	80	10.3	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 から 三重県度会郡大紀町崎 まで	2車線	4車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	1.25×2	2.50				
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50				
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50				

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 尾鷲勢和線	三重県北牟婁郡紀北町紀 伊長島区東長島	平面接続	本線(新直轄)
一般国道422号	三重県北牟婁郡紀北町紀 伊長島区東長島	立体接続	紀伊長島インターチェンジ(仮称)
県道紀勢インター線	三重県度会郡大紀町崎	立体接続	紀勢インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

58,582 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日
工事の完成予定年月日	平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

69,188 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 66,074 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 尾鷲勢和線

**(三重県度会郡大紀町崎から三重県多気郡大台町大字菅合まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲勢和線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県度会郡大紀町崎 から
三重県多気郡大台町大字菅合 まで

(ロ) 延 長 10.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県度会郡大紀町崎 から 三重県多気郡大台町大字菅合 まで	80	10.4	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県度会郡大紀町崎 から 三重県多気郡大台町大字菅合 まで	2 車線	4 車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75 × 2	3.50				
トンネル部分	1.25 × 2	2.50				
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75 × 2	3.50				
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25 × 2	2.50				

別紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道紀勢インター線	三重県度会郡大紀町崎	立体接続	紀勢インターチェンジ(仮称)
一般国道42号 大宮大台インター線	三重県多気郡大台町大字菅合	立体接続	大宮大台インターチェンジ

(4) 工事予算

40,238 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

30,503 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29,972 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 敦賀線

(福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市府中 から
福井県敦賀市高野 まで

(ロ) 延 長 39.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	80	39.0	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	2車線	4車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50				
トンネル部分	1.25×2	2.50				
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50				
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50				

土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員2.50mを確保する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

メートル (土工部)

メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道上中田鳥線	福井県三方上中郡若狭町 上黒田	立体接続	上中インターチェンジ(仮称)
一般国道27号	福井県三方上中郡若狭町 気山	立体接続	三方インターチェンジ(仮称)
一般国道27号	福井県三方郡美浜町 太田	立体接続	美浜インターチェンジ(仮称)
北陸自動車道	福井県敦賀市高野	立体接続	敦賀ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

220,326 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日
工事の完成予定年月日	平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

260,186 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 248,291 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(高井戸IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都杉並区上高井戸

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	浅間橋ONランプ
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	高井戸OFFランプ
主要地方道環状8号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	中之橋ONランプ

(4) 工事予算

42,100 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 昭和 37 年 10 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57,315 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 54,781 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線

(東京都八王子市元八王子一丁目から東京都八王子市元八王子二丁目まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都八王子市元八王子一丁目 から
東京都八王子市元八王子二丁目 まで

(ロ) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都八王子市 元八王子一丁目 から 東京都八王子市 元八王子二丁目 まで	80	1.0	付加車線事業

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都八王子市 元八王子一丁目 から 東京都八王子市 元八王子二丁目 まで	4車線	4車線	

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.30メートル (土工部)

4.30メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

2,100 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,337 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,300 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(元八王子IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市元八王子町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道山田宮ノ前線	東京都八王子市 元八王子町	立体接続	元八王子インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

55 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 23 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

当該インターチェンジは、接続道路管理者が高速自動車国道法第11条の2第1項の連結許可を受けていないため、今後の検討に必要な当面の設計費用のみを計上することとする。着手予定年月日は、さしあたり平成23年4月1日とし、完成予定年月日は、現行整備計画区間が全て完成すると想定している時期とした。なお、連結許可が出された時点で必要な協定変更を行う。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

97 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - - - - 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(八王子JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市裏高尾町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

30,906 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 2 年 4 月 3 日

工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10,424 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10,263 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(八王子JCT 改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市裏高尾町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

9,179 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 2 年 4 月 3 日

工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,332 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9,181 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(都留IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

山梨県都留市つる

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都留インター線	山梨県都留市つる	立体接続	都留インターチェンジ

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 15 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,068 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,057 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(諏訪IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県諏訪市中洲

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道20号	長野県諏訪市 中洲	立体接続	諏訪インターチェンジ

(4) 工事予算

1,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 昭和 41 年 10 月 25 日

工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,224 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,172 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道 西宮線 (飯田南JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県飯田市山本

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道 474号 (三遠南信自動車道)	長野県飯田市山本	立体接続	飯田南ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2,400 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,519 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,464 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(養老JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

10,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11,209 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10,661 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(養老JCT改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2,200 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,720 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,599 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道長野線(松本JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 長野線

(2) 工事の箇所

長野県松本市島立

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	長野県松本市 島立	立体接続	松本ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

3,300 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,896 百万円(消費税込み)

(うち、債務引受基準額 3,717 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市杉久保まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市大谷 から
神奈川県海老名市杉久保 まで

(ロ) 延 長 0.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 杉久保 まで	120	0.9	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.60メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 杉久保 まで	6車線	6車線	付加車線事業

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

3,700 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,857 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,826 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

(神奈川県海老名市杉久保から神奈川県海老名市今里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市杉久保 から
神奈川県海老名市今里 まで

(ロ) 延 長 0.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 杉久保 から 神奈川県海老名市 今里 まで	120	0.6	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.60メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 杉久保 から 神奈川県海老名市 今里 まで	6車線	6車線	付加車線事業

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4.50メートル (土工部)

4.50メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

12,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,859 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,190 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

**(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市社家まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から
神奈川県海老名市社家 まで

(ロ) 延 長 1.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県海老名市 社家 まで	80	1.5	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 門沢橋 から 神奈川県海老名市 社家 まで	4車線	4車線	

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道486号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名北ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

41,293 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日
工事の完成予定年月日	平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,881 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 28,571 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

(神奈川県海老名市社家から神奈川県海老名市中新田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別紙 1

(口) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県海老名市 社家 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	80	1.2	
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	100	0.7	

(八) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県海老名市 社家 から 神奈川県海老名市 中新田 まで	4車線	4車線	

別紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	上段(第1種第3級) 海老名市社家から 海老名市中新田ま で 下段(第1種第2級) 海老名市中新田か ら 海老名市中新田ま で
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75 × 2 2.50 × 2	3.50 5.00	-	-	-	

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

海老名市社家から海老名市中新田まで

- メートル (土工部)
3.00 メートル (橋梁部)

海老名市中新田から海老名市中新田まで

- メートル (土工部)
4.50 メートル (橋梁部)

別紙 1

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名北ジャンクション(仮称)
市道53号	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名北インターチェンジ(仮称)
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線

(4) 工事予算

83,258 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

48,363 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47,778 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**第一東海自動車道(沼津IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

静岡県沼津市足高

(3) 工事方法

他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道沼津インター線	静岡県沼津市足高	立体接続	沼津インターチェンジ

(4) 工事予算

1,873 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 6 日

工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,885 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,849 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**第一東海自動車道（日進IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県日進市岩崎町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道日進瀬戸道路 (名古屋瀬戸道路)	愛知県日進市岩崎町	立体接続	日進インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,089 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,996 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道 (美濃関JCT) に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

岐阜県関市下有知

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県関市下有知	立体接続	美濃関ジャンクション

(4) 工事予算

1,480 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,247 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,242 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市美並町山田から岐阜県郡上市八幡町有坂まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市美並町山田 から
岐阜県郡上市八幡町有坂 まで

(ロ) 延 長 8.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県郡上市美並町山田 から 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで	80	8.3	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
岐阜県郡上市美並町山田 から 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分			1.75	1.00	2.75	
トンネル部分			0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)			1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)			1.25	1.00	2.25	

切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として0.5m拡幅する。

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

(4) 工事予算

29,541 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31,412 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31,228 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

**(岐阜県郡上市八幡町有坂から岐阜県郡上市大和町島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市八幡町有坂 から
岐阜県郡上市大和町島 まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県郡上市八幡町有坂 から 岐阜県郡上市大和町島 まで	80	4.6	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市八幡町有坂 から 岐阜県郡上市大和町島 まで	4車線	4車線	4車線化

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分			1.75	1.00	2.75	
トンネル部分			0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)			1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)			1.25	1.00	2.25	

切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として1.0m拡幅する。

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

(4) 工事予算

18,166 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,449 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20,227 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市大和町島から岐阜県郡上市大和町万場まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市大和町島 から
岐阜県郡上市大和町万場 まで

(ロ) 延 長 4.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県郡上市大和町島 から 岐阜県郡上市大和町万場 まで	80	4.9	

別紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県郡上市大和町島 から 岐阜県郡上市大和町万場 まで	4車線	4車線	4車線化

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分			1.75	1.00	2.75	
トンネル部分			0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)						
橋梁高架部分 (長大橋)			1.25	1.00	2.25	

切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として2.0m拡幅する。

(ト) 付加車線の標準幅員

(チ) 中央帯の標準幅員

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

(4) 工事予算

13,337 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13,640 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13,497 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県高山市清見町夏厩から岐阜県大野郡白川村大字鳩谷まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

岐阜県高山市清見町夏厩 から
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 まで

(3) 工事予算

550 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

718 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 700 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**第二東海自動車道横浜名古屋線(東海JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

愛知県東海市新宝町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道高速名古屋新宝線 (名古屋高速道路)	愛知県東海市新宝町	立体接続	東海ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

8,000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,974 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,545 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(福井北JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

福井県福井市玄正島町18字

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	福井県福井市玄正島町 18字	立体接続	福井北ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2,500 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,181 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3,045 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道 名古屋関線 (勝川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋関線

(2) 工事の箇所

愛知県春日井市勝川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道302号線	愛知県春日井市勝川	平面接続	勝川インターチェンジ

(4) 工事予算

800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 昭和 58 年 8 月 16 日

工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

859 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 818 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道 名古屋関線 (清洲JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋関線

(2) 工事の箇所

愛知県清須市朝日

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道高速名古屋朝日線 (名古屋高速道路)	愛知県清須市朝日	立体接続	清洲ジャンクション

(4) 工事予算

5,140 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,252 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,246 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋関線

(三重県四日市市中村町から三重県亀山市川崎町まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋関線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市中村町 から
三重県亀山市川崎町 まで

(ロ) 延 長 5.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市中村町 から 三重県亀山市川崎町 まで	80	5.5	

別 紙 1

(八) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
三重県四日市市中村町 から 三重県亀山市川崎町 まで	1車線	1車線	付加車線事業

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50				
トンネル部分						
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50				
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50	2.50				

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

6,700 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 18 年 4 月 1 日

工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,209 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,144 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋神戸線

(三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

三重県亀山市安坂山町 から
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 まで

(3) 工事予算

3,890 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

工事の完成予定年月日 平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4,183 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4,124 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 尾鷲勢和線

(三重県多気郡大台町大字菅合から三重県多気郡多気町丹生まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲勢和線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県多気郡大台町大字菅合 から
 三重県多気郡多気町丹生 まで

(3) 工事予算

365 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日
工事の完成予定年月日 平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

397 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 397 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道 尾鷲勢和線 (大台PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲勢和線

(2) 工事の箇所

三重県多気郡大台町

(3) 工事予算

1,331 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

961 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 958 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(新湘南バイパス)

(神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

別紙 1

(八) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島 から 神奈川県中郡 大磯町東町 まで	80	5.6	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(へ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島 から 神奈川県中郡 大磯町東町 まで	4車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25 × 2	2.5	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
3.00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道相模原茅ヶ崎線	神奈川県茅ヶ崎市 柳島	立体接続	茅ヶ崎海岸インターチェンジ
一般国道134号	神奈川県 平塚市高浜台	立体接続	平塚インターチェンジ (仮称)
一般国道134号	神奈川県中郡 大磯町東町	立体接続	大磯インターチェンジ (仮称)
一般国道1号 (西湘バイパス)	神奈川県中郡 大磯町東町	平面接続	大磯インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

4,910 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県茅ヶ崎市柳島まで

平成 30 年 4 月 1 日

別 紙 1

□ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで

平成 32 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5,392 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5,135 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

(八) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県厚木市 上依知 まで	100	10.1	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(へ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 中新田 から 神奈川県厚木市 上依知 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	-	-	-	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線
市道53号	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名北インターチェンジ(仮称)
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ(仮称)
一般国道129号	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ(仮称)
一般国道129号	神奈川県相模原市 当麻	立体接続	相模原インターチェンジ(仮称)
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 当麻	立体接続	相模原インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

108,250 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで (STA110+52 ~ STA127+77)

平成 16 年 6 月 29 日

ロ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで (STA113+40 ~ STA114+60)

平成 20 年 4 月 1 日

ハ 神奈川県海老名市河原口から神奈川県厚木市金田まで (STA127+77 ~ STA130+00)

平成 19 年 10 月 1 日

ニ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市山際まで (STA130+00 ~ STA176+50)

平成 20 年 10 月 1 日

ホ 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市上依知まで (STA176+50 ~ STA206+31)

平成 22 年 4 月 1 日

ヘ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA206+31 ~ STA211+44)

平成 21 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日

平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

112,841 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 109,892 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏連絡自動車道)

**(神奈川県厚木市上依知から東京都八王子市南浅川町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別 紙 1

(八) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市上依知 から 東京都八王子市南浅川町 まで	100	14.8	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県厚木市上依知 から 東京都八王子市南浅川町 まで	4 車線	4 車線	

別紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	1.00×2	2.00	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)津久井広域道路 都市計画道路 城山津久井線	神奈川県津久井郡 城山町小倉	立体接続	城山インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

38,370 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県厚木市上依知から東京都八王子市南浅川町まで (STA211+44 ~ STA145+00)
平成 24 年 4 月 1 日

・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

42,181 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 40,205 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市裏高尾町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都八王子市南浅川町 から
東京都八王子市裏高尾町 まで

(ロ) 延 長 2.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別紙 1

(八) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	80	2.0	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	4車線	4車線	

別紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	-	-	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道20号	東京都八王子市 南浅川町	立体接続	八王子南インターチェンジ(仮称)
中央自動車道 富士吉田線	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

37,720 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

イ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (料金所)

平成 21 年 4 月 1 日

ロ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (STA146+20 ~ STA147+11)

平成 21 年 6 月 1 日

ハ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (STA145+00 ~ STA148+73)

平成 21 年 10 月 1 日

別紙 1

ニ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA148+73 ~ STA160+89)

平成 21 年 4 月 1 日

ホ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA160+89 ~ STA161+00)

平成 21 年 10 月 1 日

ヘ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA160+89 ~ STA0+06)

平成 19 年 9 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日

平成 22 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40,451 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 38,755 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(東京都八王子市裏高尾町から東京都あきる野市牛沼まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

別紙 1

(八) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
東京都八王子市裏高尾町 から 東京都あきる野市牛沼 まで	80	9.2	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
東京都八王子市裏高尾町 から 東京都あきる野市牛沼 まで	4車線	4車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	-	-	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	2.50	1.00	3.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 富士吉田線	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション(仮称)
都道山田宮の前線	東京都八王子市 美山町	立体接続	八王子西インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

16,020 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

イ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA0+06 ~ STA4+40)
平成 18 年 9 月 1 日

ロ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA4+40 ~ STA7+50)
平成 18 年 12 月 1 日

ハ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA16+07 ~ STA16+94)
平成 18 年 7 月 1 日

別 紙 1

ニ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市下恩方町まで (STA7+50 ~ STA26+87)

平成 18 年 10 月 1 日

ホ 東京都八王子市下恩方町から東京都八王子市下恩方町まで (STA26+87 ~ STA30+61)

平成 18 年 7 月 1 日

ヘ 東京都八王子市下恩方町から東京都八王子市下恩方町まで (STA30+61 ~ STA31+37)

平成 18 年 6 月 1 日

ト 東京都八王子市下恩方町から東京都八王子市美山町まで (STA31+37 ~ STA49+60)

平成 18 年 7 月 1 日

チ 東京都八王子市下恩方町から東京都あきる野市牛沼まで (STA49+60 ~ STA92+43)

平成 18 年 1 月 16 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日

イ 東京都八王子市裏高尾町から東京都あきる野市牛沼まで

平成 19 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15,967 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15,775 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県海老名市門沢橋まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県茅ヶ崎市西久保 から
神奈川県海老名市門沢橋 まで

(ロ) 延 長 7.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

別紙 1

(八) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保 から 神奈川県海老名市 門沢橋 まで	80	7.9	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保 から 神奈川県海老名市 門沢橋 まで	4車線	4車線	

別紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75 × 2	3.50	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
3.00 メートル (橋梁部)

別紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (新湘南ハイパス)	神奈川県茅ヶ崎市 西久保	立体接続	西久保ジャンクション(仮称)
県道 伊勢原藤沢線	神奈川県高座郡 寒川町田端	立体接続	寒川南インターチェンジ(仮称)
県道 相模原茅ヶ崎線	神奈川県高座郡 寒川町宮山	立体接続	寒川北インターチェンジ(仮称)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線

(4) 工事予算

22,978 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町倉見まで

平成 22 年 4 月 1 日

ロ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで

平成 21 年 4 月 1 日

ハ 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県海老名市門沢橋まで

平成 20 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日

神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県海老名市門沢橋まで

平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

24,822 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

24,152 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道271号(小田原厚木道路)(小田原西IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道271号

(有料道路名 : 小田原厚木道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県小田原市風祭

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道 1号 (小田原箱根道路)	神奈川県小田原市 風祭	平面接続	小田原西IC

(4) 工事予算

65 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手年月日

平成 4 年 8 月 18 日

工事の完成予定年月日

平成 23 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

76 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

74 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(厚木PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

神奈川県厚木市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(4) 工事予算

7,440 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 19 年 3 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8,407 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8,002 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

愛知県豊田市岩倉町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4) 工事予算

351 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 26 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

385 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

367 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道475号(東海環状自動車道)(五斗蒔PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

岐阜県土岐市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(4) 工事予算

1,079 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 19 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日 平成 20 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,110 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,101 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

(岐阜県可児市久々利柿下入会から岐阜県可児郡御嵩町比衣まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県可児市久々利柿下入会 から
岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで

(ロ) 延 長 5.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別紙 1

(八) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	100	5.3	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	2車線	4車線	付加車線事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分			1.75	1.25	3.00	
橋梁高架部分 (中小橋)			2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)			2.50	1.25	3.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (土工部)

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考

(4) 工事予算

28,892 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 28 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31,914 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 30,338 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

**(岐阜県関市下有知から岐阜県関市下有知まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県関市下有知 から
岐阜県関市下有知 まで

(ロ) 延 長 0.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

別紙 1

(八) 設計速度

設計区間	設計速度 (キロメートル/時)	延長 (キロメートル)	摘要
岐阜県関市下有知 から 岐阜県関市下有知 まで	100	0.9	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ハ) 車線数

設計区間	工事施工	用地買収	摘要
岐阜県関市下有知 から 岐阜県関市下有知 まで	2車線	4車線	付加車線事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘要
	左側	計	左側	右側	計	
土工(掘割)部分						
トンネル部分						
橋梁高架部分 (中小橋)						
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50 × 2	5.00				

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考

(4) 工事予算

522 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

653 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

626 百万円)(消費税込み)

別紙 2

(協定第 4 条第 2 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 2 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

別紙2

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る)で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、

当該資産の使用可能期間を延長させる(耐久性を増す)部分に対応する金額、

その支出の時にける当該資産の価額を増加させる(価値を高める)部分に対応する金額、
の何れかに該当するものに限る。

(ただし、災害復旧に係る部分を除く。)

工事の内容

1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. のり面修繕
4. 土工修繕
5. 舗装修繕
6. 交通安全施設修繕
7. 交通管理施設修繕
8. 渋滞対策
9. 休憩施設修繕
10. 雪氷対策施設修繕
11. 震災対策
12. 環境対策
13. トンネル防災
14. のり面防災
15. 雪害対策
16. のり面付属物設置
17. 橋梁付属物設置
18. トンネル施設修繕
19. 電気施設修繕
20. 通信施設修繕
21. 建築施設修繕
22. 機械施設修繕

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	32,560百万円
H 1 9	26,050百万円
H 2 0	20,908百万円
H 2 1	21,137百万円
H 2 2	20,387百万円
H 2 3	21,445百万円
H 2 4	24,175百万円
H 2 5	27,125百万円
H 2 6	28,948百万円
H 2 7	31,199百万円
H 2 8	32,495百万円
H 2 9	33,604百万円
H 3 0	34,716百万円
H 3 1	35,827百万円
H 3 2	36,702百万円
H 3 3	37,856百万円
H 3 4	38,169百万円
H 3 5	38,471百万円
H 3 6	38,849百万円
H 3 7	39,414百万円
H 3 8	39,056百万円
H 3 9	39,105百万円
H 4 0	39,120百万円
H 4 1	39,290百万円
H 4 2	40,123百万円
H 4 3	39,331百万円
H 4 4	40,376百万円
H 4 5	39,182百万円
H 4 6	39,189百万円
H 4 7	39,180百万円
H 4 8	39,215百万円
H 4 9	39,479百万円
H 5 0	39,245百万円
H 5 1	39,298百万円
H 5 2	39,319百万円
H 5 3	39,324百万円
H 5 4	39,390百万円
H 5 5	39,721百万円
H 5 6	39,228百万円
H 5 7	39,227百万円
H 5 8	39,258百万円
H 5 9	39,261百万円
H 6 0	39,257百万円
H 6 1	39,237百万円
H 6 2	24,878百万円

上記記載の債務引受限度額については、協定締結後五ヵ年の期間内において、各年度の限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4

(協定第 6 条第 1 項関連)

(機構法第 1 3 条第 1 項第 4 号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	30,292百万円
---------	-----------

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	構築物等分		
				うち盛土・切土・ のり面構造物等分	うち橋梁・ トンネル等分
H 1 8	469,662百万円	85,895百万円	305,231百万円	80,833百万円	224,398百万円
H 1 9	481,101百万円	96,101百万円	341,502百万円	90,439百万円	251,063百万円
H 2 0	484,286百万円	97,863百万円	347,761百万円	92,096百万円	255,665百万円
H 2 1	485,983百万円	98,173百万円	348,865百万円	92,389百万円	256,476百万円
H 2 2	487,159百万円	98,579百万円	350,306百万円	92,770百万円	257,536百万円
H 2 3	497,806百万円	100,621百万円	357,560百万円	94,691百万円	262,869百万円
H 2 4	498,197百万円	100,130百万円	355,818百万円	94,230百万円	261,588百万円
H 2 5	505,733百万円	101,073百万円	359,169百万円	95,117百万円	264,052百万円
H 2 6	513,187百万円	102,288百万円	363,488百万円	96,261百万円	267,227百万円
H 2 7	520,574百万円	103,335百万円	367,204百万円	97,245百万円	269,959百万円
H 2 8	521,274百万円	103,245百万円	366,887百万円	97,161百万円	269,726百万円
H 2 9	521,588百万円	103,074百万円	366,282百万円	97,001百万円	269,281百万円
H 3 0	525,082百万円	103,578百万円	368,072百万円	97,475百万円	270,597百万円
H 3 1	532,083百万円	104,821百万円	372,489百万円	98,645百万円	273,844百万円
H 3 2	536,952百万円	105,672百万円	375,512百万円	99,446百万円	276,066百万円
H 3 3	533,547百万円	104,697百万円	372,050百万円	98,529百万円	273,521百万円
H 3 4	534,139百万円	104,765百万円	372,289百万円	98,592百万円	273,697百万円
H 3 5	536,270百万円	105,151百万円	373,659百万円	98,955百万円	274,704百万円
H 3 6	534,538百万円	104,706百万円	372,077百万円	98,536百万円	273,541百万円
H 3 7	534,013百万円	104,467百万円	371,227百万円	98,311百万円	272,916百万円
H 3 8	533,862百万円	104,518百万円	371,413百万円	98,360百万円	273,053百万円
H 3 9	535,215百万円	104,793百万円	372,391百万円	98,619百万円	273,772百万円
H 4 0	533,234百万円	104,372百万円	370,892百万円	98,222百万円	272,670百万円
H 4 1	533,340百万円	104,357百万円	370,841百万円	98,208百万円	272,633百万円
H 4 2	532,908百万円	104,091百万円	369,893百万円	97,957百万円	271,936百万円
H 4 3	532,160百万円	104,099百万円	369,922百万円	97,965百万円	271,957百万円
H 4 4	527,553百万円	102,904百万円	365,678百万円	96,841百万円	268,837百万円
H 4 5	525,054百万円	102,627百万円	364,692百万円	96,580百万円	268,112百万円
H 4 6	522,682百万円	102,125百万円	362,907百万円	96,107百万円	266,800百万円
H 4 7	521,924百万円	101,959百万円	362,317百万円	95,951百万円	266,366百万円
H 4 8	518,169百万円	101,164百万円	359,495百万円	95,204百万円	264,291百万円
H 4 9	515,810百万円	100,608百万円	357,518百万円	94,680百万円	262,838百万円
H 5 0	513,078百万円	100,081百万円	355,644百万円	94,184百万円	261,460百万円
H 5 1	512,060百万円	99,853百万円	354,837百万円	93,970百万円	260,867百万円
H 5 2	507,639百万円	98,914百万円	351,500百万円	93,087百万円	258,413百万円
H 5 3	506,039百万円	98,574百万円	350,289百万円	92,766百万円	257,523百万円
H 5 4	503,947百万円	98,118百万円	348,669百万円	92,337百万円	256,332百万円
H 5 5	503,396百万円	97,931百万円	348,004百万円	92,161百万円	255,843百万円
H 5 6	499,468百万円	97,205百万円	345,423百万円	91,477百万円	253,946百万円
H 5 7	497,009百万円	96,677百万円	343,546百万円	90,980百万円	252,566百万円
H 5 8	494,867百万円	96,225百万円	341,942百万円	90,555百万円	251,387百万円
H 5 9	494,282百万円	96,100百万円	341,496百万円	90,437百万円	251,059百万円
H 6 0	490,373百万円	95,274百万円	338,563百万円	89,661百万円	248,902百万円
H 6 1	488,247百万円	94,828百万円	336,976百万円	89,240百万円	247,736百万円
H 6 2	146,557百万円	25,569百万円	90,863百万円	24,063百万円	66,800百万円

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	589,562百万円
H 1 9	599,122百万円
H 2 0	603,342百万円
H 2 1	607,322百万円
H 2 2	611,180百万円
H 2 3	623,843百万円
H 2 4	628,595百万円
H 2 5	641,988百万円
H 2 6	650,552百万円
H 2 7	660,528百万円
H 2 8	660,767百万円
H 2 9	660,154百万円
H 3 0	664,550百万円
H 3 1	672,875百万円
H 3 2	678,100百万円
H 3 3	676,680百万円
H 3 4	675,629百万円
H 3 5	677,017百万円
H 3 6	674,707百万円
H 3 7	674,246百万円
H 3 8	673,784百万円
H 3 9	675,168百万円
H 4 0	672,863百万円
H 4 1	672,402百万円
H 4 2	671,941百万円
H 4 3	671,286百万円
H 4 4	666,964百万円
H 4 5	664,476百万円
H 4 6	661,988百万円
H 4 7	661,306百万円
H 4 8	657,012百万円
H 4 9	654,523百万円
H 5 0	652,035百万円
H 5 1	651,325百万円
H 5 2	647,058百万円
H 5 3	644,773百万円
H 5 4	642,489百万円
H 5 5	641,958百万円
H 5 6	637,920百万円
H 5 7	635,636百万円
H 5 8	633,351百万円
H 5 9	632,795百万円
H 6 0	628,783百万円
H 6 1	626,498百万円
H 6 2	235,161百万円

料金の額及びその徴収期間

1. 料 金

(1) 料金の額

本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(13)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間	普通区間	大都市近郊区間	恵那山特別区間	飛騨特別区間
軽自動車等		19.68	23.616	31.488	31.488
普通車		24.6	29.52	39.36	39.36
中型車		29.52	35.424	47.232	47.232
大型車		40.59	48.708	64.944	64.944
特大車		67.65	81.18	108.24	108.24

B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(八) 適用方法

イ) キロ程

A インターチェンジ相互区間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、平成18年4月1日において供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号(伊勢湾岸道路)(以下「伊勢湾岸道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))(以下「首都圏中央連絡自動車道」という。))又は一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から関市まで)(以下「東海環状自動車道」という。))が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとす。

C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとす。

ロ) インターチェンジ相互区間の料金の計算額

インターチェンジ相互区間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互区間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとす。

インターチェンジ相互区間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$L R + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(L R + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(L R + L'nR'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位：キロメートル)

L'n：大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)又は飛騨特別区間(n3)のキロ程(単位：キロメートル)

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

R'n：大都市近郊区間(n1)、恵那山特別区間(n2)又は飛騨特別区間(n3)の1キロメートル当たりの料金の額(単位：円)

八) 消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税(以下「消費税及び地方消費税」という。)の転嫁並びに料金の単位

ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の(A)に掲げる額であった料金について、ロ)に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互区間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額(以下、「調整額」という。)が(B)に掲げる料金の額以上となる場合には、イ)から八)の規定にかかわらず(C)の額を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ)から二)に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)及び八)に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道が介在する場合には、イ)により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ)からホ)に定める方法により算出した額と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区 間	距 離
首都圏中央連絡自動車道	海老名北インターチェンジ から 八王子ジャンクションまで	26.9 キロメートル
	八王子ジャンクションから あきる野インターチェンジ まで	9.6 キロメートル
伊勢湾岸道路	東海インターチェンジ から 飛島インターチェンジ まで	6.1 キロメートル
東海環状自動車道	豊田東ジャンクションから 土岐ジャンクションまで	39.8 キロメートル
	土岐ジャンクションから 美濃関ジャンクションまで	33.2 キロメートル

ト) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ) 及びハ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

チ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100km以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100kmを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ(以下「D'インターチェンジ」という。)にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD'はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB: AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ)により算出した料金の額

AD: AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ)

- ト) 及びチ) により算出した料金の額
- BD: BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- CD: CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- AD': AインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- BD': BインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額
- CD': CインターチェンジからD'インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) ハ) ニ) ホ) ヘ) ト) 及びチ) により算出した料金の額

(注2)(B)の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料(以下、「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額(単位:円)				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中央自動車道 富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで	500	600	700	1,000	1,650
近畿自動車道 名古屋関線	高針ジャンクションから 名古屋西インターチェンジまで	400	500	600	800	1,200

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道1号(新湘南バイパス)における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ. 普通車

					藤 沢
				茅ヶ崎中央	300
			茅ヶ崎西	100	300
		茅ヶ崎海岸		200	400
	平 塚				
大 磯	300			400	600

ロ. 大型車

					藤 沢
				茅ヶ崎中央	460
			茅ヶ崎西	150	460
		茅ヶ崎海岸		300	610
	平 塚				
大 磯	460			610	920

八．特大車

				茅ヶ崎中央	藤 沢
			茅ヶ崎西	360	1,150
		茅ヶ崎海岸		720	1,510
	平 塚				
大 磯	1,150			1,510	2,300

(注1) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注2) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注3) 茅ヶ崎海岸インターチェンジ、平塚インターチェンジ及び大磯インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

一般国道1号(西湘バイパス)における1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

料金所	車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橋		200	250	300	400	700
国府津		100	150	200	250	400
石 橋		150	200	250	350	550

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道138号(東富士五湖道路)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

区 間	車 種	普 通 車	大 型 車	特 大 車
全 線		1,040	1,560	3,780
一 部 線	A 区 間	520	780	1,890
	B 区 間	520	780	1,890

(注1) A区間とは、山梨県富士吉田市上吉田(起点)から同県同郡山中湖村山中までの区間を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走(終点)までの区間をいう。

(注2) 上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-2の自動車の車種区分をいう。

(注3) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

一般国道271号(小田原厚木道路)(以下、「小田原厚木道路」という。)における各区間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

	車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線		600	700	700	1,100	1,900
一部線	A区間	300	350	350	550	950
	B区間	300	350	350	550	950

(注1) A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

(注2) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

伊勢湾岸道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			飛 島
		名 港 中 央	250
	名 港 潮 見	250	500
東 海	200	450	700

ロ 普通車

			飛 島
		名 港 中 央	300
	名 港 潮 見	350	600
東 海	250	550	850

ハ 中型車

			飛 島
		名 港 中 央	350
	名 港 潮 見	400	750
東 海	300	700	1,000

ニ 大型車

			飛 島
		名 港 中 央	450
	名 港 潮 見	550	1,000
東 海	400	950	1,400

ホ 特大車

			飛 島
		名 港 中 央	750
	名 港 潮 見	950	1,700
東 海	650	1,600	2,350

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

東海環状自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

											美濃関 ジャンクション
											200
									可児御嵩	200	400
								土岐	250	450	650
							土岐南 ジャンクション	300	550	750	950
				せと品野 多治見	100	400	650	850	1,050	1,300	1,050
			せと赤津	300	400	700	950	1,150	1,300	1,300	1,300
		豊田藤岡	100	400	500	800	1,050	1,200	1,350	1,350	1,350
	豊田勘八	200	300	600	700	1,000	1,250	1,350	1,500	1,500	1,500
	豊田松平	200	400	500	800	850	1,150	1,350	1,500	1,500	1,600
豊田東 ジャンクション	100	300	450	650	750	1,050	1,150	1,350	1,550	1,700	1,800

ロ 普通車

											美濃関 ジャンクション
											250
									可児御嵩	250	500
								土岐	350	600	800
							土岐南 ジャンクション	400	700	950	1,200
				せと品野 多治見	100	500	800	1,050	1,300	1,600	1,300
			せと赤津	400	500	850	1,200	1,450	1,600	1,600	1,600
		豊田藤岡	100	500	600	950	1,300	1,500	1,700	1,700	1,700
	豊田勘八	300	400	750	850	1,250	1,550	1,700	1,900	1,900	1,900
	豊田松平	200	500	600	950	1,050	1,450	1,700	1,850	2,050	2,050
豊田東 ジャンクション	150	350	550	850	950	1,300	1,400	1,700	1,950	2,100	2,300

ハ 中型車

											美濃関 ジャンクション
											300
									可児御嵩	250	550
								土岐	400	650	950
							土岐南 ジャンクション	450	850	1,100	1,400
				せと品野 多治見	150	600	1,000	1,250	1,550	1,550	1,550
			せと赤津	500	600	1,050	1,450	1,700	1,900	1,900	1,900
		豊田藤岡	100	600	700	1,150	1,550	1,800	2,000	2,000	2,000
	豊田勘八	350	450	950	1,050	1,500	1,850	2,050	2,250	2,250	2,250
	豊田松平	250	600	700	1,200	1,300	1,750	2,000	2,200	2,450	2,450
豊田東 ジャンクション	150	400	650	1,000	1,100	1,600	1,700	2,050	2,300	2,500	2,750

二 大型車

													美濃関
													ジャンクション
													400
													800
													400
													950
													1,350
													650
													800
													1,350
													1,750
													2,150
													2,650
													2,000
													1,450
													800
													650
													200
													200
													800
													1,000
													1,450
													1,600
													2,050
													2,550
													2,800
													3,050
													3,350
													3,600
													3,750
													200
													600
													900
													1,350
													1,550
													2,150
													2,350
													2,800
													3,200
													3,450
													3,600
													3,750
													400
													800
													400
													950
													1,350
													1,750
													2,150
													2,650
													2,000
													1,450
													800
													650
													200
													200
													800
													1,000
													1,450
													1,600
													2,050
													2,550
													2,800
													3,050
													3,350
													3,600
													3,750
													200
													600
													900
													1,350
													1,550
													2,150
													2,350
													2,800
													3,200
													3,450
													3,600
													3,750

ホ 特大車

														美濃関
														ジャンクション
														700
														1,300
														600
														950
														1,550
														2,250
														1,050
														1,950
														2,550
														3,250
														3,550
														2,850
														2,400
														1,350
														300
														300
														1,050
														1,350
														1,650
														2,650
														3,450
														4,250
														4,700
														5,200
														4,600
														800
														1,050
														2,100
														2,400
														3,450
														4,250
														5,100
														5,600
														4,650
														3,950
														2,950
														2,650
														1,600
														1,350
														550
														600
														1,150
														1,950
														2,200
														3,250
														3,550
														4,400
														5,100
														6,050
														6,250
														350
														950
														1,500
														2,300
														2,550
														3,600
														3,900
														4,650
														5,350
														5,750
														6,250

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(2) 割引制度

マイレージ割引

イ 割引をする自動車

料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(14)から(20)までに定める路線(以下「一般有料道路」という。)

料金の額100円毎に1ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの間については、料金の額50円毎に1ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数(別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

E T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「E T Cコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた利用規程第2条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう(以下同じ。)

ロ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。)が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10%
1万円を超え、3万円までの部分	15%
3万円を超える部分	20%

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10%の割引を行う。

E T C前納割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード(中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に高速国道、伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所（別添5に定める道路の料金所を含む。以下同じ。）を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

□ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金、伊勢湾岸道路の通行料金、首都圏中央連絡自動車道の通行料金又は東海環状自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道及び東海環状自動車道を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、伊勢湾岸道路の割引後の算出額、首都圏中央連絡自動車道の割引後の算出額及び東海環状自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

八 その他

首都圏中央連絡自動車道については中日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

通勤割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制を適用する区間等

(1) イ(イ)に定める対距離制を適用する区間、伊勢湾岸道路又は東海環状自動車道のうち、100キロメートル以内の区間（距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。）の通行（別添2に定める区間のみの通行を除く）を行い、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

この場合、上記の自動車が通勤割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

ただし、連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に(1)ロに定める均一制を適用する区間を含む場合は、この限りでない。

(ロ) 均一制を適用する区間

(1) ロに定める均一制を適用する区間（近畿自動車道名古屋関線に限る。）を通行し、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

この場合、上記の自動車が通勤割引(2会社が適用する通勤割引を含む。)の適用を受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

□ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、(1)ロに定める均一制を適用する区間(近畿自動車道名古屋関線に限る。)の通行料金、伊勢湾岸道路の通行料金又は東海環状自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、高速国道と伊勢湾岸道路及び東海環状自動車道を連続通行する場合は、高速国道の割引後の算出額、伊勢湾岸道路の割引後の算出額及び東海環状自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

別添2に定める区間を含む通行については、下記の計算式により算出された額に1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)を乗じた額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$(LR + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2$$

(注)上記式においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のインターチェンジ相互区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

別添2に定める区間、中央自動車道富士吉田線のうち(1)ロに定める均一制を適用する区間若しくは首都圏中央連絡自動車道の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間(距離を算出するに当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互区間のキロ程に、別添5に定める道路のキロ程を合算するものとする。)を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ただし、中央自動車道富士吉田線のうち(1)ロに定める均一制を適用する区間の距離については、通行区間のいかににかかわらず、一律8.8キロメートルとして取り扱うものとする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の通行料金、(1)ロに定める均一制を適用する区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)の通行料金又は首都圏中央連絡自動車道の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。ただし、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間、(1)ロに定める均一制を適用する区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)又は首都圏中央連絡自動車道を連続通行する場合は、(1)イ(イ)に定める対距離制を適用する区間の割引後の算出額、(1)ロに定める均一制を適用する区間(中央自動車道富士吉田線に限る。)の割引後の算出額及び首都圏中央連絡自動車道の割引後の算出額それぞれにおいて上記の端数処理を行うものとする。

ハ その他

首都圏中央連絡自動車道については中日本高速道路株式会社が別に定める日から割引を適用する。

企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

二 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イから二までの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

特定区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車

ロ 割引額

A区間の料金の額から次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	250

高速国道との連続利用割引

イ 割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車

ロ 割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	150	150	250	350

E T C短区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行する自動車又は同道路のB区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車のうち、E T Cクレジットカード、E T Cパーソナルカード又はE T Cコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

ロ 割引額

A区間又はB区間の料金の額から次表に掲げる額(単位:円)を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	100	150

八 その他

イ) 当該割引については、中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成23年3月31日まで試行的に実施する。なお、当該割引の適用に当たっては、採算性が厳しいことを踏まえ、毎年度、翌年度以降の割引適用の可否について、検討した上で、貸付料の支払いに支障のない場合に実施するものとする。

ロ) 当該割引の本格実施に当たっては、負担の公平及び公正妥当の観点から小田原厚木道路における無料区間の取扱を含めた料金体系の見直しを図ることとし、これについても上記イ)の検討に併せて検討を行うものとする。

障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別添)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式

会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別添第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード又はETCパーソナルカードETCカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添1-1に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により一般有料道路を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法の定めに基づき乗合旅客の運送を行うもの。

ロ 割引率

30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成18年4月1日から中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

割引相互間の適用関係

イ 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引、ETC前納割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引又はETC短区間割引に限るものとし、特定区間割引、高速国道との連続利用割引及びETC短区間割引は障害者割引を適用する前の料金に対してこれらの割引を適用し、マイレージ割引及びETC前納割引は障害者割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

ロ 一の通行が深夜割引、通勤割引又は早朝夜間割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

ハ マイレージ割引、大口・多頻度割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ETC短区間割引及び乗合型自動車（定期路線）割引相互間の重複適用関係は別添6のとおりとする。

(3) 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制を適用する区間を除く)を連続して通行する場合の料金の額は、(1) イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また、(1) について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

インターチェンジ等の名称に変更ある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月15日までとする。

別添 1 - 1

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 26 法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 10 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 10 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員 11 人以上 29 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 29 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下及び車両総重量 25 トン以下で 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 30 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 21 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 29 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ロ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びロに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	ク 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 30 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別表 1 - 2

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が10人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので車軸数の合計が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が2のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの）	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が29人以下のもので車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25トン以下のもので4車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のものうち、道路運送法第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のものうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの
	ル けん引自動車 が普通車又は大型車（2車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの連結車両と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ヰ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路線名	区間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南インターチェンジから 厚木南インターチェンジまで

東海北陸自動車道（一宮ジャンクション・小矢部砺波ジャンクション間）

																		小矢部砺波 ジャンクション
																		11.1
																		16.3
																		27.4
																		42.6
																		67.5
																		86.5
																		100.4
																		108.4
																		118.8
																		125.0
																		135.2
																		152.4
																		153.7
																		159.3
																		171.5
																		177.1
																		180.9
																		-
一宮 ジャンクション	1.0	-	7.7	13.3	25.5	31.1	32.4	49.6	59.8	66.0	76.4	84.4	98.3	117.3	142.2	157.4	173.7	184.8

第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南・東海間）

																			引佐																			
																			引佐	4.0																		
																			引佐	17.1	21.1																	
																			引佐	12.1	29.2	33.2																
																			引佐	16.9	29.0	46.1	50.1															
																			引佐	15.0	31.9	44.0	61.1	65.1														
																			引佐	18.6	33.6	50.5	62.6	79.7	83.7													
																			引佐	13.7	32.3	47.3	64.2	76.3	93.4	97.4												
																			引佐	3.0	10.7	29.3	44.3	61.2	73.3	90.4	94.4											
																			引佐	1.5	4.5	9.2	27.8	42.8	59.7	71.8	88.9	92.9										
																			引佐	9.5	11.0	14.0	18.7	37.3	52.3	69.2	81.3	98.4	102.4									
																			引佐	14.4	23.9	25.4	28.4	33.1	51.7	66.7	83.6	95.7	112.8	116.8								
																			引佐	20.3	34.7	44.2	45.7	48.7	53.4	72.0	87.0	103.9	116.0	133.1	137.1							
																			引佐	13.2	33.5	47.9	57.4	58.9	61.9	66.6	85.2	100.2	117.1	129.2	146.3	150.3						
																			引佐	7.1	20.3	40.6	55.0	64.5	66.0	69.0	73.7	92.3	107.3	124.2	136.3	153.4	157.4					
																			引佐	25.2	32.3	45.5	65.8	80.2	89.7	91.2	94.2	98.9	117.5	132.5	149.4	161.5	178.6	182.6				
																			引佐	12.8	38.0	45.1	58.3	78.6	93.0	102.5	104.0	107.0	111.7	130.3	145.3	162.2	174.3	191.4	195.4			
																			引佐	2.4	15.2	40.4	47.5	60.7	81.0	95.4	104.9	106.4	109.4	114.1	132.7	147.7	164.6	176.7	193.8	197.8		
																			引佐	4.2	6.6	19.4	44.6	51.7	64.9	85.2	99.6	109.1	110.6	113.6	118.3	136.9	151.9	168.8	180.9	198.0	202.0	
																			引佐	1.8	6.0	8.4	21.2	46.4	53.5	66.7	87.0	101.4	110.9	112.4	115.4	120.1	138.7	153.7	170.6	182.7	199.8	203.8

											大府	東海				
									名古屋南		3.6					
								豊明		1.5	5.1					
							豊田南		5.3	6.8	10.4					
						豊田		7.6	12.9	14.4	18.0					
				豊田東	ジャンクション		7.6	15.2	20.5	22.0	25.6					
			豊田東				1.9	9.5	17.1	22.4	23.9	27.5				
		額田	ジャンクション				3.1	5.0	12.6	20.2	25.5	27.0	30.6			
	新城						16.7	19.8	21.7	29.3	36.9	42.2	43.7	47.3		
	三ヶ日						26.1	42.8	45.9	47.8	55.4	63.0	68.3	69.8	73.4	
	ジャンクション						26.1	52.2	68.9	72.0	73.9	81.5	89.1	94.4	95.9	99.5
引佐	11.0	15.1	41.2	57.9	61.0	62.9	70.5	78.1	83.4	84.9	88.5					
引佐 ジャンクション	15.0	11.1	37.2	53.9	57.0	58.9	66.5	74.1	79.4	80.9	84.5					
浜北	32.1	28.2	54.3	71.0	74.1	76.0	83.6	91.2	96.5	98.0	101.6					
森掛川	44.2	40.3	66.4	83.1	86.2	88.1	95.7	103.3	108.6	110.1	113.7					
金谷	61.1	57.2	83.3	100.0	103.1	105.0	112.6	120.2	125.5	127.0	130.6					
藤枝岡部	76.1	72.2	98.3	115.0	118.1	120.0	127.6	135.2	140.5	142.0	145.6					
静岡	94.7	90.8	116.9	133.6	136.7	138.6	146.2	153.8	159.1	160.6	164.2					
尾羽 ジャンクション	108.4	104.5	130.6	147.3	150.4	152.3	159.9	167.5	172.8	174.3	177.9					
伊佐布	105.4	101.5	127.6	144.3	147.4	149.3	156.9	164.5	169.8	171.3	174.9					
吉原 ジャンクション	103.9	100.0	126.1	142.8	145.9	147.8	155.4	163.0	168.3	169.8	173.4					
清水	113.4	109.5	135.6	152.3	155.4	157.3	164.9	172.5	177.8	179.3	182.9					
富士	127.8	123.9	150.0	166.7	169.8	171.7	179.3	186.9	192.2	193.7	197.3					
引佐	148.1	144.2	170.3	187.0	190.1	192.0	199.6	207.2	212.5	214.0	217.6					
引佐 ジャンクション	161.3	157.4	183.5	200.2	203.3	205.2	212.8	220.4	225.7	227.2	230.8					
浜北	168.4	164.5	190.6	207.3	210.4	212.3	219.9	227.5	232.8	234.3	237.9					
森掛川	193.6	189.7	215.8	232.5	235.6	237.5	245.1	252.7	258.0	259.5	263.1					
金谷	206.4	202.5	228.6	245.3	248.4	250.3	257.9	265.5	270.8	272.3	275.9					
藤枝岡部	208.8	204.9	231.0	247.7	250.8	252.7	260.3	267.9	273.2	274.7	278.3					
静岡	213.0	209.1	235.2	251.9	255.0	256.9	264.5	272.1	277.4	278.9	282.5					
尾羽 ジャンクション	214.8	210.9	237.0	253.7	256.8	258.7	266.3	273.9	279.2	280.7	284.3					

中部横断自動車道（吉原ジャンクション・富沢間、六郷・双葉ジャンクション間）

吉原 ジャンクション	富沢				双葉 ジャンクション
	21.0				6.8
六郷	増穂	南アルプス	白根		
	9.3	6.2	3.0	9.2	16.0
		15.5	18.5	25.3	

北陸自動車道朝日・米原ジャンクション間）

朝日	黒部	魚津	滑川	立山	富山	富山西	小杉	砺波	砺波	小矢部	小矢部	金沢 森本	金沢 森本	金沢東	金沢西	美川	小松	片山津	加賀	金津	丸岡
																					10.5
																					17.8
																					30.3
																					38.9
																					49.9
																					62.1
																					69.8
																					73.0
																					87.4
																					92.9
																					96.8
																					111.1
																					116.3
																					123.7
																					136.0
																					144.1
																					153.4
																					163.0
																					171.7

										米原	米原	米原
											ジャンクション	ジャンクション
												0.7
												9.6
												23.4
												45.5
												46.6
												68.1
												80.6
												86.0
												97.2
												103.6
丸岡	6.8	13.2	24.4	29.8	42.3	63.8	64.9	87.0	100.8	109.7	110.4	110.4
金津	17.3	23.7	34.9	40.3	52.8	74.3	75.4	97.5	111.3	120.2	120.9	120.9
加賀	24.6	31.0	42.2	47.6	60.1	81.6	82.7	104.8	118.6	127.5	128.2	128.2
片山津	37.1	43.5	54.7	60.1	72.6	94.1	95.2	117.3	131.1	140.0	140.7	140.7
小松	45.7	52.1	63.3	68.7	81.2	102.7	103.8	125.9	139.7	148.6	149.3	149.3
美川	56.7	63.1	74.3	79.7	92.2	113.7	114.8	136.9	150.7	159.6	160.3	160.3
金沢西	68.9	75.3	86.5	91.9	104.4	125.9	127.0	149.1	162.9	171.8	172.5	172.5
金沢東	76.6	83.0	94.2	99.6	112.1	133.6	134.7	156.8	170.6	179.5	180.2	180.2
金沢森本	79.8	86.2	97.4	102.8	115.3	136.8	137.9	160.0	173.8	182.7	183.4	183.4
小矢部	94.2	100.6	111.8	117.2	129.7	151.2	152.3	174.4	188.2	197.1	197.8	197.8
小矢部砺波	99.7	106.1	117.3	122.7	135.2	156.7	157.8	179.9	193.7	202.6	203.3	203.3
砺波	103.6	110.0	121.2	126.6	139.1	160.6	161.7	183.8	197.6	206.5	207.2	207.2
小杉	117.9	124.3	135.5	140.9	153.4	174.9	176.0	198.1	211.9	220.8	221.5	221.5
富山西	123.1	129.5	140.7	146.1	158.6	180.1	181.2	203.3	217.1	226.0	226.7	226.7
富山	130.5	136.9	148.1	153.5	166.0	187.5	188.6	210.7	224.5	233.4	234.1	234.1
立山	142.8	149.2	160.4	165.8	178.3	199.8	200.9	223.0	236.8	245.7	246.4	246.4
滑川	150.9	157.3	168.5	173.9	186.4	207.9	209.0	231.1	244.9	253.8	254.5	254.5
魚津	160.2	166.6	177.8	183.2	195.7	217.2	218.3	240.4	254.2	263.1	263.8	263.8
黒部	169.8	176.2	187.4	192.8	205.3	226.8	227.9	250.0	263.8	272.7	273.4	273.4
朝日	178.5	184.9	196.1	201.5	214.0	235.5	236.6	258.7	272.5	281.4	282.1	282.1

近畿自動車道尾鷲勢和線（紀伊長島・勢和多気間）

		大宮 大台	勢和 多気
紀伊長島	紀勢		13.4
		10.4	23.7
	10.3	20.7	34.1

近畿自動車道敦賀線（小浜・敦賀ジャンクション間）

		美浜	敦賀 ジャンクション
小浜	上中	三方	13.0
			7.2
		9.2	16.4
	9.6	18.8	26.0
			39.0

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添6

障害者割引を除く割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ									
大口	×	大口								
前納	×	×	前納							
深夜				深夜						
通勤				×	通勤					
早朝				×	×	早朝				
特区		×		×	×	×	特区			
連続		×					×	連続		
短区間		×		×	×	×	×	×	短区間	
路バス	×		×				×	×	×	路バス

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「早朝」、「特区」、「連続」、「短区間」及び「路バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、E T C 前納割引、深夜割引、通勤割引、早朝夜間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、E T C 短区間割引及び乗合型自動車(定期路線)割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、早朝夜間割引、通勤割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引又はE T C 短区間割引
2	乗合型自動車(定期路線)割引
3	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はE T C 前納割引